

令和6年能登半島地震による災害に関し、租税特別措置法第86条の5第1項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件

○国税庁告示第14号

令和6年能登半島地震による災害に関し、租税特別措置法第86条の5第1項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（令和6年国税庁告示第2号）において別途国税庁告示で定めることとされている日は、令和6年7月31日とする。

令和6年6月14日

国税庁長官 住澤 整